

審査基準整理票

処分名	大津市地域優良賃貸住宅（一般型）供給計画の認定		
根拠法令名	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	（条項）第3条	
基準法令名	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 他	（条項）第4～16条	
所管部署	都市計画部 住宅課 整備計画係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】・文書の名称 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号） 大津市地域優良賃貸住宅制度要綱 大津市地域優良賃貸住宅（一般型）認定基準 大津市地域優良賃貸住宅管理者認定基準 大津市地域優良賃貸住宅（一般型）整備基準</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>主な認定基準は次の表に定めるとおり。なお、当該基準を記した前記の文章は、所管部署において備え置く。</p>			
項目		基準	
整備基準	戸数	10戸以上（ただし一定の条件により5戸以上）	
	規模	1戸あたりの住宅専用面積が50㎡以上125㎡以下	
	構造	耐火構造又は準耐火構造	
	建て方	長屋建て又は共同建て	
	住戸内基準	各戸が2以上の就寝室を有するほか、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備及び浴室を備えていること。各戸専用のバルコニーを設けていること。	
管理	管理期間：耐火20年、準耐火10年以上 的確な管理：(1)公募原則(2)抽選等公正な方法による入居者の選定 (3)計画的な修繕(4)適切な事業経営計画		
入居資格	自ら居住するため住宅を必要としている同居親族を有する人で、月額所得が158,000円～487,000円の範囲の方		
備考：大津市地域優良賃貸住宅制度要綱において、当分の間、一般型の新規の供給計画の認定は行わないとしている。			